

公告第 3 号

一 般 競 争 入 札 公 告

京築地区水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成 28 年 9 月 8 日

京築地区水道企業団
企業長 後藤 元秀

1. 起工番号 及び工事名	平成 28 年度起工第 6 号 横瀬浄水場築造機械設備工事	
2. 工事場所	京都郡みやこ町犀川横瀬地内	
3. 工事概要	工事内容	浄水場築造 膜ろ過方式 施設能力 10,000 m ³ /日 ・浄水設備工事 1 式 ・薬注・検水設備工事 1 式 ・排水処理設備工事 1 式 ・付帯電気設備工事 1 式
	予定価格	1,707,900,000 円（消費税及び地方消費税抜き）
	最低制限 価 格	設定有り（事後公表）
	工 期	契約締結日から平成 30 年 11 月 30 日まで
4. 入札に参 加できる 者の形態	単体企業	
5. 設計受託 業者	日本水工設計株式会社 九州支社	
6. 日程	公告日	平成 28 年 9 月 8 日
	入札説明書及び仕 様等の閲覧・交付	平成 28 年 9 月 9 日（金）～平成 28 年 10 月 12 日（水）
	仕様書に関する質 問の提出期間	平成 28 年 9 月 9 日（金）～平成 28 年 10 月 5 日（水）
	競争参加資格確認 申請書受付期間	平成 28 年 9 月 9 日（金）～平成 28 年 9 月 21 日（水）
	競争参加資格確認 通知書発送日	平成 28 年 9 月 26 日（月）
	参加資格無の理由 説明を求める期限	平成 28 年 10 月 5 日（水）（平成 28 年 10 月 12 日（水）回答）
	仕様書に関する質 問の回答	平成 28 年 10 月 7 日（金）～平成 28 年 10 月 19 日（水）
	入札書郵送開始日	平成 28 年 10 月 17 日（月）
	入札書到達期限日	平成 28 年 10 月 19 日（水）
	入札・開札日時	平成 28 年 10 月 21 日（金）午後 1 時 30 分～
7. 契約に関 する事務 を担当す る課の名 称及び所 在地	〒828-0004 福岡県豊前市大字馬場 336 番地 京築地区水道企業団 TEL：0979-83-4858 FAX：0979-82-5199 (1) 入札及び契約の事務 総務課 (2) 工事に関すること 工務課	

8. 入札参加資格	○地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 第 1 項 ・機械器具設置工事又は水道施設工事について、企業団に対して、平成 27・28 年度競争入札参加資格申請書を提出し、競争入札参加資格者として登録されている者	
9. 入札参加条件	○地方自治法施行令第 167 条の 5 の 2 ・申請書提出期限日（平成 28 年 9 月 21 日）現在において、次の条件を満たすこと。 なお、開札時点においても同条件を満たすこと。 (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。 (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 条）に基づき更生手続開始の申立がなされている者、又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立がなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省の一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。 (3) 機械器具設置工事及び水道施設工事について、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条の規定による許可を有して営業年数が 3 年以上であり、同法第 15 条の規定による特定建設業の許可を受けていること。 (4) 本店、支店又は営業所が福岡県内にあること。 (5) 国、福岡県及び京築地区水道企業団建設工事に係る建設業者の指名停止等措置要綱（平成 13 年規程第 6 号）に基づく指名停止期間でないこと。 (6) 経営事項審査における経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の総合評定値（P）が機械器具設置工事又は水道施設工事において、1,100 点以上であること。 (7) 平成 13 年度以降に竣工し元請として、水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 3 条第 8 項に規定している水道施設で、浄水場（処理能力 5,000 m ³ /日以上のものに限る。）のセラミック膜ろ過装置（財水道技術研究センターの認定を有するセラミック膜ろ過装置内圧式モノリス型）に係る新設又は更新工事の施工実績があること。 ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資割合が 20%以上であること。 (8) 次に掲げる要件の全てを満たす主任技術者、又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、機器製作期間において工場に配置する技術者は、工事現場に配置する技術者と同一である必要はなく、かつ、専任の必要もないものとする。 （ア）機械器具設置工事業に係る建設業法第 7 条第 2 項または第 15 条第 2 項の資格を有すること。また、監理技術者にあつては、機械器具設置工事又は水道施設工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。 （イ）入札参加者と競争参加資格確認申請書の提出日以前 3 か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 (9) 当該工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者でないこと。	
10. 入札説明書及び仕様等の交付	交付場所	7. (1)に同じ。 入札説明書については、企業団公式ホームページからもダウンロード可能 URL : http://www.keitikusuidou.jp
11. 契約条項を示す場所	7. (1)に同じ	
12. 競争参加資格確認申請書の受付	受付場所	7. (1)に同じ
	提出方法	持参のみ
13. 入札書の提出場所と提出方法	京築地区水道企業団郵便入札実施要領により実施する。(以下「郵便入札」という。)	
	提出場所	日本郵便株式会社豊前郵便局留 (これ以外の提出先は、無効とし、開封しない。)
提出方法	一般書留又は簡易書留のいずれかによる。	
14. 入札書の開札	開札場所	京築地区水道企業団 3 階会議室
	入札立会人	京築地区水道企業団郵便入札実施要領により、入札参加を希望する者から 2 人を選任して立会を依頼する。
	入札回数	1 回

15. 入札保証金及び契約保証金	入札保証金	免除
	契約保証金	<p>契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。</p> <p>(1) 企業団を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。</p> <p>(2) 保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合。</p>
16. 入札の無効	<p>(1) 京築地区水道企業団契約に関する規程第12条によるもの。</p> <p>(2) 京築地区水道企業団郵便入札実施要領第7条によるもの。</p>	
17. 落札者の決定の方法	<p>(1) 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。ただし、最低制限価格を設定した場合は、その最低制限価格以上、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とする。</p> <p>(2) 上記(1)において落札候補者となるべき価格の入札者が2者以上の場合は、くじ引きにより落札者を決定する。</p>	
18. 入札の中止等	<p>(1) 入札者が1名の場合は、入札を中止する。</p> <p>(2) 競争入札妨害又は談合行為の疑い、不正又は不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保しえないと認められる場合は、入札の執行延期、再入札公告又は入札の中止等をする場合がある。</p> <p>(3) 京築地区水道企業団郵便入札実施要領第8条に該当する場合は、中止又は延期をする場合がある。</p>	
19. その他	<p>(1) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有</p> <p>(2) 期間については、「6. 日程」に記載の毎日（京築地区水道企業団職員就業規則第16条及び第20条に規定する休日を除く。）、午前9時から午後4時まで</p> <p>(3) 「9. 入札参加条件」の(8)に記載する「専任で配置できること」とは、他の工事現場の「主任技術者」又は「監理技術者」及び「営業所の専任技術者」との兼任を認めないことであり、現場に常駐していなければならないことである。</p> <p>(4) 「9. 入札参加条件」の(9)に記載する「当該受託者と資本及び人事面において関連がある建設業者」とは、次のいずれかに該当するものである。</p> <p>(ア) 当該受託者の発行株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>(イ) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>(5) その他詳細は、入札説明書による。</p> <p>(6) 入札参加者が提出する申請書及びその他提出物に係る一切の費用は、入札参加者の負担とする。</p>	